

個人住民税の寄附金制度 (ふるさと納税)

都道府県・地区町村に対して寄附（ふるさと納税）をした場合、寄附金の一定額までが所得税と住民税（市県民税）から控除されます。

■市県民税における計算方法

対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%

次の①と②の合計額が控除額（①+②の上限は所得割額）

①基本控除額

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$

県民税分： $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 4\%$

市民税分： $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 6\%$

②特例控除額 ※1

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税限界税率} \times 1.021)$

県民税分： $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times (90\% - \text{所得税限界税率} \times 1.021) \times 2/5$

市民税分： $(\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times (90\% - \text{所得税限界税率} \times 1.021) \times 3/5$

※1 特例控除額の上限は所得割の2割

表：所得税の限界税率

(寄附者の所得税の課税所得金額に応じて適用される税率)

所得税の課税総所得金額	所得税の限界税率(ア)	$90\% - (ア) \times 1.021$
1,000円 ~ 1,949,000円	5%	84.895%
1,950,000円 ~ 3,299,000円	10%	79.79%
3,300,000円 ~ 6,949,000円	20%	69.58%
6,950,000円 ~ 8,999,000円	23%	66.517%
9,000,000円 ~ 17,999,000円	33%	56.307%
18,000,000円 ~ 39,999,000円	40%	49.16%
40,000,000円 ~	45%	44.055%

《参考》

■所得税：所得控除による軽減

$(\text{寄附金額}^{\ast 3} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税の限界税率} \times 1.021$

※3 所得税の場合、対象となる寄附金額の上限は総所得金額等の40%

個人住民税の寄附金制度の計算例（ふるさと納税のみ）

※所得金額や他の控除によって計算は変わりますので、参考例としてご覧ください

1年間で支払った、ふるさと納税の寄附金額が50,000円の場合
(所得税の限界税率は20%とする)

■市県民税における税額控除額

次の①と②の合計額

①基本控除額

$$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$$

$$\text{県民税分} : (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 1,920 \text{ 円}$$

$$\text{市民税分} : (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 2,880 \text{ 円}$$

②特例控除額 ※1

$$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021)$$

$$\text{県民税分} : (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) \times 2/5 = 13,359.36 \text{ 円}$$

⇒ (1円未満切上) **13,360円**

$$\text{市民税分} : (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) \times 3/5 = 20,039.04 \text{ 円}$$

⇒ (1円未満切上) **20,040円**

※1 特例控除額の上限は所得割の2割

市県民税からの寄附金控除 = ① + ②

$$\underline{(1,920 \text{ 円} + 2,880 \text{ 円})} + \underline{(13,360 + 20,040)} = 38,200 \text{ 円}$$

①

②

■所得税：所得控除による軽減

$$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% \times 1.021 = 9,801.6 \Rightarrow \underline{9,800 \text{ 円}}$$

(ここでは100円未満切捨とする)

【イメージ図】

寄附金額 50,000円		
寄附金控除の対象額 (A)		控除対象 下限額 2,000円
50,000円 - 2,000円 = 48,000円		
所得税 (A) × 20% × 1.021 9,800円	①基本控除 (A) × 10% 4,800円	②特例控除 (A) × (90% - 20% × 1.021) 33,400円

所得税からの控除(9,800円)と市県民税からの控除(4,800円+33,400円)を合わせると、寄附をした金額から2,000円を除いた48,000円分について、税金からの控除を受けることができます。

ただし、②特例控除は市県民税の所得割の2割が上限のため、寄附をした金額から2,000円を除く全額を控除できない場合もあります。